

名古屋市公設市場条例及び名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和7年3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市条例第9号

名古屋市公設市場条例及び名古屋市中心卸売市場業務条例の一部  
を改正する条例

(名古屋市公設市場条例の一部改正)

第1条 名古屋市公設市場条例(昭和39年名古屋市条例第27号)の一部を次の  
ように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市中心卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 名古屋市中心卸売市場業務条例(令和2年名古屋市条例第47号)の一  
部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。